

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成26年11月17日（月）17:00～17:15
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，他 計14名
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	給与制度の見直しについて（第2回目）
交渉要旨	<p>（組合） 前回の交渉で，平成26年度の給与改定に伴う差額の取扱いについては，平成27年度の給与制度改革と一体の協議の中で判断していきたいという考え方が示されていたが，年内の差額支給についての判断は11月中旬までにする必要があるということだったと思う。この間事務折衝などをしてきた中で，改めて平成26年度の給与改定に伴う差額の取扱いについてどう考えているのか。</p> <p>（当局） 平成26年度の給与改定については，平成27年度の給与制度見直しと併せて，事務折衝等を通じて協議させていただいているところであり，この間のやりとりも踏まえた中で，我々としても速やかに支給時期については判断したいと考えている。平成27年度の給料表の平均マイナス2%の水準改定は，これも同様に人勧に準拠した内容であるが，こちらについて，組合の考え方を聞かせてもらいたい。</p> <p>（組合） これまで人勧準拠を基本にしてきたということもあり，勧告に沿ってその内容を踏まえ導入に向けて協議をしていく必要があると考えている。ただ，給料表の改定に伴う経過措置については，勧告と提案の内容が違うため，今後協議していかなければならないと思っている。</p> <p>（当局） これまでもお互い人勧を尊重し，様々な制度を組み立ててきた。平成27年度改定分についても導入に向けた協議を進めていくということを確認させてもらったが，それ以外の提案内容について，今後の協議に対する考え方を聞かせてもらいたい。</p>

(組合)

当局側が言うように、この間人勸を尊重してお互い労使で協議して制度設計してきた。水準が下がったからと言って、人勸を尊重しないと言うつもりはない。ただ、今後の協議では経過措置の取扱いについて課題になると思うし、そのうえで平成27年度の給料表の改定について協議をさせてもらう。また、その他の函館市独自の給与制度改革については、組合員の生活設計に大きく影響を及ぼす提案内容ということで、入り口段階で考え方について協議をしてきたが、別の場で市長から労使合意を基本に交渉するという考え方が示された。労使合意に向けて誠実に対応してもらえるのであれば、その内容についても問題点や課題、組合の思いについて協議していけると思っている。

(当局)

交渉はこれまでも合意を基本としており、今後もそうした姿勢で交渉に臨んでいきたいと考えている。

(組合)

今後誠意を持って、交渉してもらえるのであれば、提案内容について協議させてもらいたいと思う。今までのやりとりを踏まえ、改めて差額の取扱いについて、年内支給を検討できる状況であるならば、持ち帰って、内部で協議させてもらいたいと思っている。

(当局)

これまでのやりとりで、組合の考えを確認させてもらった。交渉全体として一定の進捗が確認できたものと受け止めている。こうした状況を総合的に勘案した中で、平成26年度の給与改定に伴う差額については、年内支給を前提に進めることとしたいと考えている。

(組合)

人勸で出された平成27年度の取扱いについては前向きに導入に向けて協議していきたいと考えている。しかし、平成27年度の給与改定の問題点として、前回の交渉の場でも発言させていただいたが、この改定は地域間格差を招くものであり、現在、全国的に様々な組合が団結し、見直しに反対する運動を行っているところであり、全体的な状況を見ながら、経過措置も含め、引き続き協議していかなければならないと考えている。労使合意が基本という姿勢は確認しているので、全ての内容について、これから事務折衝や交渉の中で協議を進めさせてもらいたい。平成26年度分を切り離れたかたちになったが、そこについては評価さ

	<p>せてもらいたいと思っている。</p> <p>(当局)</p> <p>前向きに協議することをお互い確認できたので、これからも引き続きよろしくお願ひしたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の給与改定に伴う差額 年内支給とすることで合意。(11月18日付 合意) ※合意内容は別紙のとおり ・平成27年度の給料表の平均マイナス2%の水準改定 導入に向けた協議を進める。 ・平成27年度の給料表の水準改定に伴う経過措置およびその他の函館市独自の給与制度改革 引き続き協議を進める。

(総務部行政改革課 平成26年11月18日現在)

人事・給与制度の見直しについて

1 平成26年人事院勧告に基づく給与改定（平成26年度実施分）

(1) 給料表の改定

平均0.3%の引上げ（若年層に重点を置いた改定）

(2) 期末勤勉手当の支給割合引上げ

年3.95月分から年4.10月分に引き上げ，勤勉手当に配分

(3) 通勤手当の見直し

交通用具使用者に係る通勤手当について，使用距離の区分に応じ，100円から7,100円までの幅で引上げ